

建設工事に係る補助事業遂行に当たっての留意事項

補助事業遂行に当たっては、補助金の適正かつ効率的な使用が求められているところであり、また、補助金という性質上その使用手続の透明性を確保することが重要であります。このことは、「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）及び「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）においても要請されており、特に建設工事契約手続等について適正化及び透明性が求められているところであります。

各補助事業者におかれましては、補助金等の使用手続の透明性の確保に努めるとともに、財務規則等に基づく適正な契約等事務手続により補助事業を遂行されているところでありますが、上記要請の趣旨を踏まえ、「別紙」の事項に留意しつつ建設工事に係る補助事業のなお一層の適正性、効率性、透明性を確保していただくようお願いいたします。

[参考]

- ・「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（抄）及び「補助金等の再点検等について」（抄）（別紙1）

建設工事契約手続き等について

補助事業を遂行するに当たっては、その財源となる補助金等の効率的使用が求められており、そのためには、事業実施のために締結される契約手続きが適正になされることが必要です。このことは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）においても要請されているところであり、これを受け、文部科学省の交付要綱又は交付決定通知書において「補助事業遂行に当たっては、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従うこと」が明記されているところでもあります。

以下、適正な契約手続等を行うための参考例を具体的にお示ししますのでこれらの点に留意し補助事業を遂行してください。

(1) 契約方式、指名業者の決定方法について

補助事業に係る契約は、適正かつ効率的になされなければなりません。そのためには、公正かつ客観的な基準による競争により契約の相手方及び契約金額を決定する方法が妥当であり、これにより、適正性、効率性及び透明性が確保されます。

(契約にあたっての留意点)

- ① 原則として、国又は地方公共団体の契約方法にならない、入札による競争により契約の相手方及び契約金額を決定すること。
- ② 入札によらない場合であっても、複数者から見積りを徴するなどにより経済的な金額で契約すること。
- ③ 理事会や委員会等において契約方式、指名業者などの決定を行うなど、一担当者の恣意的判断が介入しないようにすること。
- ④ 手続きの明確化を図るため財務規則等の整備についても検討すること。

[参考] 国における契約手続き（別紙2）

(2) 入札結果等の公表について

国における建設工事契約の場合、入札結果等の公表がなされています。これは、建設工事に関する透明性、客観性が求められていることから行われているものです。補助金についても税金が使用されており、その用途及び使用方法の透明性・客観性が求められるのは当然のことです。このことから、国における建設工事契約の場合と同様に、補助事業に係る建設工事契約の入札結果を公表することが必要であります。

(公表にあたっての留意点)

- ① 公表内容
 - ・ 競争による契約を行った場合には、全入札者名及びその入札金額
 - ・ 競争によらない契約を行った場合には、契約の相手方及び契約金額
- ② 公表の時期
契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに公表
- ③ 公表の期間

契約を行った年度及び翌年度

④ 公表の場所等

補助事業者の施設内において閲覧

[参考] 国における入札結果等の公表（別紙3）

(3) 一括下請けの取扱いについて

建設業法においては、原則として、請負業者が当該工事について一括して他人に請け負わせてはならない旨の規定があります。いわゆる「丸投げ」はこの規定に違反しており、また、「丸投げ」を前提とした不当な金額で契約がなされる可能性もあります。このようなことが起こらないようにするため、補助事業者は一括下請け禁止の取扱を認識するとともに、このことについて契約書に明記しておく必要があります。

(一括下請けの取扱いの留意点)

- ① 一括下請けについては、建設業法において原則として禁止されていること。
- ② 一括下請けを行う場合には、発注者（補助事業者）の書面による承諾を得る必要があること。
- ③ 上記①及び②について契約書に明記すること

[参考] 建設業法の規定及び国における一括下請け禁止条項（別紙4）

- ・ 「行政及び公務員に対する国民の信頼を回復するための新たな取組について」（平成8年12月19日事務次官等会議）（抄）

1 補助金等の再点検等について

各省庁において、地方公共団体等事業実施主体を通じた事業実施の適正化を図るため、所管する補助金等について、補助基準及び選定手続き等の再点検を行うとともに、各々の補助金等の実情に応じた透明性を確保するため、例えば、施設についての交付決定の概況一覧を公表する等必要な措置を講ずる。

- ・ 「補助金等の再点検等について」（平成9年1月17日補助金等適正化中央連絡会議幹事会）（抄）

補助金等の再点検等について

○再点検の内容

補助基準，選定手続き，建設工事契約のあり方等

○透明性の確保

運営主体の運営・財務の公正化，透明化等を図る

○建設工事等に係る入札結果等の公表について（概略）

入札結果等については、従来、建設工事のうち指名競争に付したものについて行ってきたところですが、公共工事に関し一層の透明性・客観性が求められている現状に鑑み、今般、建設工事及び設計管理業務について、一般競争及び指名競争に付した場合並びに随意契約によることとした場合のいずれの場合においても、入札結果等を公表することとし、平成6年6月1日以降公告又は指名の通知を行い若しくは随意契約により契約を締結するものについて、下記により実施することとする。

記

1 公表の対象

建設工事，設計管理業務及び測量業務とする。

2 公表の内容

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

入札者指名及び各入札者の各回の入札金額

(2) 随意契約によることとした場合

契約の相手方及び契約金額

3 公表の時期

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

落札者の決定後又は契約の相手及び契約金額の決定後，なるべく早期に公表するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

契約の相手方及び契約金額の決定後，なるべく早期に公表するものとする。

4 公表の場所

建設工事等の契約事務を担当した課において公表するものとする。

5 公表の方法

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

様式1により閲覧に供するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

様式2により閲覧に供するものとする。

6 公表の期間

(1) 一般競争又は指名競争に付した場合

公告又は指名の通知を行った日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

(2) 随意契約によることとした場合

契約を締結した日の属する年度及び翌年度において閲覧に供するものとする。

7 閲覧者名簿の設置

公表の場所に閲覧者名簿を備え付け，閲覧者の指名，住所等必要事項を記入させるものとする。

様式2

随 意 契 約 結 果 書

工 事 等 名	
契約の相手方	
契 約 金 額	
契 約 年 月 日	